

意見

聴かせてください！ あなたの

市では、市の基本的な計画などを策定しようとするときに、事前に素案を公表し、市民の皆さんからご意見を伺い、寄せられたご意見を考慮して最終案をつくりまします。今回は、「つくばみらい市健康増進計画（案）」「つくばみらい市食育推進計画（案）」「つくばみらい市総合計画新基本計画（案）」へのご意見を募集します。

いては、市民一人ひとりの健全な食生活の実践を推進するための計画を策定します。

③つくばみらい市総合計画新基本計画（案）

計画的かつ安定的な行政運営を行うため、今後の時代の潮流、社会情勢の変化、財政状況などを勘案した上で、市民と行政のまちづくりの行動計画となる「つくばみらい市総合計画新基本計画」を策定します。

【意見を提出できる方】

- ・ 次のいずれかに該当する方が、意見を提出できます。
- ・ 市内に住所がある方
- ・ 市内に事務所または事業所を有する方

①つくばみらい市健康増進計画（案）
社会環境の変化に伴い、生活習慣病が増加しています。市民一人ひとりが自ら健康づくりと生活習慣病の予防に取り組む、生涯を通じて健康で明るく生活できる社会を実現するために健康増進計画（案）を策定します。

- ・ 市内の事務所または事業所に勤務している方
- ・ 市内の学校に在籍している方
- ・ 市に対して納税義務がある方
- ・ 計画（案）に利害関係を有する方

【閲覧できる場所】

次の場所で閲覧することができます。

②つくばみらい市食育推進計画（案）
「食」は生涯を通じて誰もが欠かすことのできない営みです。近年の経済成長とともに私たちの生活は豊かになりましたが、栄養の偏りや生活習慣病の増加、食文化の喪失、食の安全性などの問題が生じています。こうした状況の中、本市にお

- ・ ①②：健康増進課（谷和原保健福祉センター内※ただし、土、日、祝日、12月29日（木）を除く）
- ・ ③：伊奈庁舎市民窓口課、谷和原庁舎市民窓口課

- ・ ①②③：市ホームページ
<http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/sec/hisyo-koutyout/pakhome/09.htm>

あなたも裁判員に 〜裁判員制度について〜

- ・ ①②③：市ホームページ
- ・ ①②：12月19日（月）〜平成24年1月20日（金）
- ・ ③：平成24年1月12日（木）〜2月10日（金）

【意見の提出方法】

閲覧場所に設置してあるそれぞれの意見提出用紙を、各提出先まで郵送、FAX、または閲覧場所へ直接持参するか、ホームページより提出してください。

●提出・問い合わせ先

- ①つくばみらい市健康増進計画（案）
- ②つくばみらい市食育推進計画（案）
については、健康増進課（谷和原保健福祉センター内）
- 〒300-2422 つくばみらい市古川1015-1
- ☎25-2100 FAX52-0990
- ③つくばみらい市総合計画新基本計画（案）
については、企画政策課（伊奈庁舎2階）
- 〒300-2395 つくばみらい市福田195
- ☎58-2111 FAX58-5611

裁判員制度は、国民から選ばれる裁判員が、刑事裁判に参加する制度です。6人の裁判員と3人の裁判官とともに刑事裁判に立ち合い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断します。

国民が参加することで、さまざまな感覚や豊かな視点が裁判に反映されます。

平成24年の裁判員候補者名簿に載った方には、名簿に記載された旨の通知（名簿記載通知）が送られています。皆さんのご協力よろしくお願ひします。

【裁判員制度に関するQ&A】

Q1：候補者名簿に記載されたら、必ず裁判所に行くことにならぬのですか？

A1：候補者名簿に記載されても、くじで選ばれなかった場合は呼び出されません。また、候補者名簿は1年ごとに作成されますので、1年間が経過すれば裁判員候補者ではなくなります。

Q2：どのような事件を扱うのですか？

A2：裁判員裁判の対象事件は、殺人・強盗致死傷・傷害致死・危険運転致死・現住建造物

等放火・身代金目的誘拐・保護責任者遺棄致死などの一定の重大な犯罪事件です。

Q3：裁判員を辞退することはできないのですか？

A3：原則として辞退することはできませんが、70歳以上の方・重い病気やけがをしている方・親族、同居人の養育、介護をしている方・妊娠中または出産日から8週間を経過していない方などの事由がある場合は辞退できます。

Q4：裁判員は何日ぐらい裁判に参加するのですか？

A4：多くの裁判は連日で3日以内に終わると見込まれていきます。また、1日にかかる時間は、5〜6時間程度となります。

Q5：裁判員になる可能性はどれくらいですか？

A5：裁判員候補者名簿に記載される方は約250人に1人、実際に裁判員として裁判に参加する方は約3000人に1人程度となります。（水戸地方裁判所で扱う事件を100件とした場合）

問 水戸地方裁判所総務課 ☎029-224-8408